

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2011-525660  
(P2011-525660A)

(43) 公表日 平成23年9月22日(2011.9.22)

(51) Int.Cl.

G06F 15/00 (2006.01)  
G06F 13/00 (2006.01)

F 1

G06F 15/00 310A  
G06F 13/00 520F

テーマコード(参考)

5B084

審査請求 未請求 予備審査請求 未請求 (全 16 頁)

(21) 出願番号 特願2011-514667 (P2011-514667)  
 (86) (22) 出願日 平成21年5月21日 (2009.5.21)  
 (85) 翻訳文提出日 平成22年11月22日 (2010.11.22)  
 (86) 國際出願番号 PCT/US2009/044885  
 (87) 國際公開番号 WO2010/008678  
 (87) 國際公開日 平成22年1月21日 (2010.1.21)  
 (31) 優先権主張番号 12/143,840  
 (32) 優先日 平成20年6月23日 (2008.6.23)  
 (33) 優先権主張国 米国(US)

(71) 出願人 500046438  
 マイクロソフト コーポレーション  
 アメリカ合衆国 ワシントン州 9805  
 2-6399 レッドmond ワン マイ  
 クロソフト ウェイ  
 (74) 代理人 100140109  
 弁理士 小野 新次郎  
 (74) 代理人 100075270  
 弁理士 小林 泰  
 (74) 代理人 100080137  
 弁理士 千葉 昭男  
 (74) 代理人 100096013  
 弁理士 富田 博行  
 (74) 代理人 100147991  
 弁理士 鳥居 健一

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】コマンド駆動ウェブサイト・ブラウジング

## (57) 【要約】

ウェブ・ページ・コマンド解釈を備えたコマンド駆動ウェブサイト・ブラウジング。ウェブ・ページ・コマンド解釈の一部として、ユーザー入力テキストを受け取るためのフィールド(106)を有するウェブ・ページ(105)が表示される。ユーザー入力テキストがコマンドであるか否かが決定される。複数のアプリケーションから、当該コマンドに対応する特定のアプリケーション(140)が選択される。特定のアプリケーション(144、146)がコマンドに従って実行される。

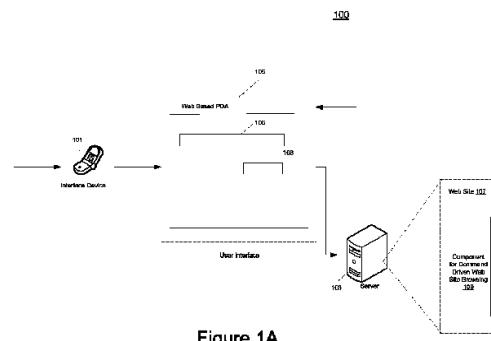


Figure 1A

**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

ユーザー入力テキストを受け取るためのフィールド(106)を有するウェブ・ページ(105)を表示するステップと、

前記ユーザー入力テキストがコマンドであるか否かを決定するステップと、

複数のアプリケーションから前記コマンドに対応する特定のアプリケーション(140)を選択するステップと、

前記コマンドに従って前記特定のアプリケーション(144、146)を実行するステップと

を含むウェブ・ページ・コマンドの解釈のための方法。

10

**【請求項 2】**

前記コマンドはオンラインのカレンダー・アプリケーションを呼び出すためのものであり、カレンダー・データは前記コマンドに従って変更される請求項1に記載の方法。

**【請求項 3】**

前記コマンドはオンラインのコンタクト・マネージャー・アプリケーションを呼び出すためのものであり、コンタクト・データは前記コマンドに従って変更される請求項1に記載の方法。

**【請求項 4】**

前記コマンドは、オンラインのカレンダー・アプリケーションを呼び出し、カレンダー情報を表示するためのものである請求項1に記載の方法。

20

**【請求項 5】**

前記ユーザー入力テキストがコマンドでないと決定される場合、前記ユーザー入力テキストをキーワードとして解釈するステップと、

前記キーワードに従って検索を実行するステップと

をさらに含む請求項1に記載の方法。

**【請求項 6】**

ユーザー入力テキスト入力に一致する可能なコマンドのメニューを表示するステップをさらに含み、前記可能なコマンドは前記入力の連続するテキスト文字が受信されると更新される請求項1に記載の方法。

30

**【請求項 7】**

前記ウェブ・ページは検索ユーザー・インターフェース・ウェブ・ページを含み、前記フィールドに入力された前記ユーザー入力テキストは、前記特定のアプリケーションを実行するための検索キーワード又は前記コマンドとして解釈することができる請求項1に記載の方法。

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本発明は、コマンド駆動(command driven)ウェブサイト・ブラウジングに関する。

**【背景技術】****【0002】**

[0001]ウェブ・ブラウザは、インターネット又はローカル・エリア・ネットワークを介してアクセス可能なウェブサイトにおけるウェブ・ページに配置され得るテキスト、画像、動画、音楽及び他の情報をユーザーが表示し、ユーザーがこれらとインタラクションすることを可能にする、ソフトウェア・アプリケーションである。ウェブ・ページは、同一又は異なるウェブサイトに配置され得る他のウェブ・ページへのハイパーリンクを含んでもよい。ウェブ・ブラウザは、ユーザーが、これらのリンクの利用により、ウェブ・ページ間で容易に移動することを可能にする。

**【0003】**

[0002]パーソナル・コンピューターにとって現在利用可能な従来のウェブ・ブラウザは、インターネット・エクスプローラー(商標)、モジラ・ファイアフォックス(商標)

40

50

、サファリ（商標）、オペラ（商標）、フロック（Flock）（商標）及び AOL エクスプローラー（商標）を含む。ウェブ・ブラウザは最も一般に用いられている種類の H T T P ユーザー・エージェントである。ブラウザは、通常、インターネットにアクセスするために使用されるが、ブラウザはまた、プライベート・ネットワークをサポートするサーバーによって提供される情報又はファイルシステム中のコンテンツにアクセスするために使用することができる。

#### 【0004】

[0003]インターネットにアクセスするための能力を有するモバイル装置はブラウザの使用を利用する。モバイル（携帯）ウェブ・ブラウザは、モバイル装置とともに動作するよう設計され、モバイル装置のユーザーに通常のブラウザによって提供される機能の多くを提供するように意図される。10

#### 【発明の概要】

#### 【発明が解決しようとする課題】

#### 【0005】

[0004]しかし、多くの場合において、携帯電話上でモバイル・ウェブ・ブラウザを使用してウェブ・ページを閲覧することは、非常に粗末なユーザー経験をもたらす。粗末なユーザー経験の一因となる多数の課題が存在する。特に、モバイル・ウェブサイト（携帯ウェブサイト）は、通常、ユーザーが探している情報に達するために、ユーザーが多くページをクリックスルーしなければならないように設計されている。さらに、多くの国々において、セルラー・ネットワークは低速であるという特徴をもち、したがって、ユーザーは、結局のところ、過度の量の時間を割いてサイトの周りをナビゲートすることになる。現在のモバイルのウェブ・ブラウジング・システムの前述の欠点は、特に、より上級のユーザーにとってのユーザーの不満につながり、また、モバイル・ブラウジングの使用についての全体として低い普及率をもたらす。20

#### 【課題を解決するための手段】

#### 【0006】

[0005]この概要は、詳細な説明において以下にさらに述べられている概念の選択を単純化された形式で紹介するために提供される。この概要是、特許請求された主題の重要な特徴又は不可欠な特徴を識別するようには意図されず、特許請求された主題の範囲の決定の際に助けとして使用されるようにも意図されない。30

#### 【0007】

[0006]ウェブ・ブラウザは、ウェブサイトにおけるウェブ・ページに配置され得るテキスト、画像、動画、音楽及び他の情報をユーザーが表示し、ユーザーがこれらとインタラクトすることを可能にする。ウェブサイトは、ユーザーが探している情報に達するために、ユーザーが多くページをクリックスルーしなければならないように設計されている。セルラー・ネットワークを特徴づける低い速度とこれが組み合わさると、粗末なユーザー経験の一因となり得る。所望のウェブ・ページ・コンテンツの直接的な検索を可能にするコマンド駆動（command driven）ウェブサイト・ブラウジングが開示される。開示されたコマンド駆動ウェブサイト・ブラウジング方法論の一部として、ブラウザのウェブ・ページ中のテキスト入力ボックスから提出された、ユーザーにより供給されたコマンドが受信され、提出されたコマンドに基づいて、ウェブサイトがディスプレイ上で識別され、レンダリングされる。ウェブサイトは、所定の場所を直接見つけ及び／又はウェブサイトにおいて所定の機能を実行するために、自動的にナビゲートされる。直接見つけられる所定の場所及び／又は直接実行される所定の機能は、そうでなければ、コマンドの提出を越えた1つ以上のユーザー操作又は検索のためのリンクの選択を必要とする。40

#### 【0008】

##### 【0007】図面の簡単な説明

[0008]添付の図面は、本明細書に組み込まれ、本明細書の一部を形成し、実施例を示し、明細書とともに、実施例の原則について説明する役割を果たす。

#### 【図面の簡単な説明】

## 【0009】

【図1A】[0009] 1つの実施例によるコマンド駆動ウェブサイト・ブラウジングのためのコンポーネントの例示的な設定を示す。

【図1B】[0010] 1つの実施例によるコマンド駆動ウェブサイト・ブラウジングの効率を示す。

【図1C】[0011] 1つの実施例による図1Bに示される方法論と対比した、リンク駆動(link driven)ウェブサイト・ブラウジングの非効率性を示す。

【図1D】[0012] 1つの実施例によるコマンド駆動ウェブサイト・ブラウジングの効率を示す。

【図1E】[0013] 1つの実施例による図1Dに示される方法論と対比した、リンク駆動ウェブサイト・ブラウジングの非効率性を示す。 10

【図2】[0014] 1つの実施例によるコマンド駆動ウェブサイト・ナビゲーション・プロセスにおいて実行される動作を示す。

【図3】[0015] 1つの実施例によるコマンド駆動ウェブサイト・ブラウジングのためのコンポーネントのサブコンポーネントを示す。

【図4】[0016] 1つの実施例によるコマンド駆動ウェブサイト・ブラウジングのための方法において実行されるステップのフローチャートを示す。

【図5】[0017] 1つの実施例による例示的な計算装置を示す。

## 【0010】

[0018] 本明細書において参照される図面は、特に注記される場合を除いて、一定の縮尺で描かれたものであると理解すべきではない。 20

## 【発明を実施するための形態】

## 【0011】

[0019] 本発明の様々な実施例に対して詳細に言及がなされ、それらの例は添付の図面に示される。本発明はこれらの実施例とともに記載されるが、それらは本発明をこれらの実施例に限定するようには意図されないことが理解されるであろう。そのようなものではなく、本発明は、添付の特許請求の範囲により規定される発明の趣旨及び範囲内に含まれ得る、代替手段、修正及び均等物をカバーするように意図される。さらに、以下の記載において、多くの特定の詳細は実施例についての完全な理解を提供するために述べられる。他の例において、周知の方法、手続き、コンポーネント及び回路は、実施例の態様を必要に曖昧にしないよう、詳細に述べられていない。 30

## 【0012】

実施例によるコマンド駆動ウェブサイト・ブラウジングのためのコンポーネントの例示的なネットワーク設定

[0020] 図1Aは、1つの実施例によるコマンド駆動ウェブサイト・ブラウジングのためのコンポーネント109の例示的な動作設定100を示す。ウェブサイトは、ユーザーが探している情報に達するために、ユーザーが多くページをクリックスルーしなければならないように設計されている。セルラー・ネットワークを特徴づける低い速度とこれが組み合わさると、粗末なユーザー経験の一因となり得る。コマンド駆動ウェブサイト・ブラウジングのためのコンポーネント109は、所望のコンテンツにアクセスするためにいくつかのリンクをクリックスルーする必要性を排除する、所望のウェブ・ページ・コンテンツについての直接的なアクセスを可能にする。図1Aは、インターフェース装置101、サーバー103、ユーザー・インターフェース105、テキスト入力ボックス106、ウェブサイト107及びコンポーネント109を示す。 40

## 【0013】

[0021] 図1Aを参照すると、インターフェース装置101は、ユーザーがユーザー・インターフェース105を介してウェブサイト107(例えば、ウェブベースのサービスなど)にアクセスすることを可能にするコンピューター・システムである。1つの実施例において、インターフェース装置101はモバイル装置(例えば、携帯電話、PDAなど)である。他の実施例において、インターフェース装置101は、ラップトップ・コンピュ 50

ーター・システム及びデスクトップ・コンピューター・システムを含み得るが、これらに限定されない。

【0014】

[0022]ユーザー・インターフェース105は、インターフェース装置101のユーザーに提示され、情報の入力又はウェブサイト・ナビゲーションを制御するリンクの選択を提供する、グラフィカルに構成されたウェブ・ページである。1つの実施例において、ユーザー・インターフェース105は、テキスト入力ボックス106を介したコマンドの入力を提供し、ウェブサイトにコマンドを提出するためのグラフィカルなボタン108を提供する。

【0015】

[0023]サーバー103はウェブサイト107をホストするコンピューター・システムである。1つの実施例において、ウェブサイト107は、ウェブベースの電子メールサービス、ウェブベースのアドレス帳、ウェブベースのカレンダー・サービス(calendaring service)などのサービスを含み得るが、これらに限定されない。より具体的には、ウェブサイト107は、本明細書に記載されるコマンド駆動ブラウジング・コンポーネント109(図3において以下に示される)の実施例とともに動作することができる任意のウェブベースのサービスを含んでもよい。1つの実施例において、ウェブサイト107は、コマンド駆動ウェブサイト・ブラウジングのためのコンポーネント109を包含してもよい。他の実施例において、ウェブサイト107はコマンド駆動ウェブサイト・ブラウジングのためのコンポーネント109と分離されてもよいが、それと協働して動作してもよい。1つの実施例において、ウェブサイト107はモバイル・ウェブサイトである。

10

20

30

【0016】

[0024]コマンド駆動ウェブサイト・ブラウジングのためのコンポーネント109は、テキスト入力ボックス106を介して訪問者によってウェブサイト107に提出されたコマンドに応答して、所定のナビゲーションのポイントに到達するためにウェブサイトを自動的にナビゲートする、実行可能なプログラムである。1つの実施例において、コンポーネント109の動作の一部として、ユーザーが供給したコマンドは、ユーザー・インターフェース105のテキスト入力ボックス106へと入れられて、グラフィカルなボタン108を選択することにより提出することができる。1つの実施例において、ユーザーにより供給されたコマンドに基づいて、特定のウェブサイトに関連付けられたウェブ・ページは識別されアクセスされる。さらに、ユーザーにより供給されたコマンドに基づいて、ウェブサイトは、ユーザーからの追加の入力なしに自動的にナビゲートされて、所定のナビゲーションのポイントに到達する。1つの実施例において、所定のナビゲーションのポイントは、リンクを選択すること及び/又はテキスト入力ボックスへ情報を入力することなどのユーザー操作を別の方法で必要とする、ナビゲーションのポイントである。コンポーネント109は、ハードウェア、ソフトウェア又は両方の組合せにおいて提供することができる。

【0017】

[0025]図1B-1Eは、コマンド駆動ウェブサイト・ブラウジングの効率を示す。図1B及び図1Eを参照すると、携帯電話ユーザーがユーザー・インターフェース105のテキスト入力ボックス106へ「ブライアン123-456-7890を追加する」とタイプするか(図1B)又は「今日を見る」とタイプする(図1D)場合が考慮され、前者はウェブベースのアドレス帳サービスに関連したコマンドであり、後者はウェブベースのカレンダー・サービスに関連したコマンドである。前者のコマンドの提出を考慮すると、1つの実施例において、閲覧ページは自動的に返されて、ユーザーのアドレス記録121に既に入力された「ブライアン 123-456-7890」なる情報を示すことができる。後者のコマンドの提出を考慮すると、1つの実施例において、閲覧ページは自動的に返されて、その日のイベント(例えば10:30の会合)についてのユーザーの予定表が、ユーザーがレビューするために表示される(123)。この例において、ユーザーのアドレス記録に対するナビゲーション・パス上の他のポイント及びそれぞれ従来のウェブサイ

40

50

ト・ナビゲーション方法論を使用するイベントの予定表が図 1 C 及び 1 E において示されるようにスキップされることが認識されるべきである。

#### 【0018】

[0026] 図 1 C を参照すると、従来の方法論を用いて図 1 B の中で示されたようなアドレス帳への新たな入力をするのに必要なユーザー操作は、リンク 130 の選択、ユーザー名及びパスワード 132 の入力、なされるべき新たな入力のための場所を開くリンク 134 の選択、及びアドレス帳記録 136 への新たなアドレスの手入力を含むがこれらに限定されない。図 1 E を参照すると、従来の方法論を用いて図 1 C に示されたようなその日の予定表のイベントの表示をもたらすのに必要なユーザー操作は、リンク 140 ( 例えば、スケジュール ( calendaring ) ) の選択、ユーザー名及びパスワード 142 の入力、及びなされるべき新たな入力のための場所 ( 今日のイベント ) を開くリンク 144 の選択 ( その後 146 においてレビューすることができる ) を含むがこれらに限定されない。図 1 B 及び 1 D において示された例示的な実施例のコマンド駆動ブラウジングによって要求されるユーザー操作と図 1 C 及び 1 E の従来のリンク駆動ブラウジングによって要求されるユーザー操作とを対比させることにより、多くのユーザー操作を実行する必要性からユーザーを解放するコマンド駆動ブラウジングの効率性が強調される。したがって、ユーザーは単一のコマンドをタイプすることによってサービスにおける所望の場所に直接的にアクセスすることができるので、ユーザーのブラウジング経験が改善される。

10

#### 【0019】

##### 動作

[0027] 図 2 は、1つの実施例によるコマンド駆動ウェブサイト・ナビゲーション・プロセスにおいて実行される動作 A - D を示す。これらの動作が提示される順序を含むこれらの動作は例示的なものにすぎない。他の実施例においては、他の順序での他の動作が含まれてもよい。

20

#### 【0020】

[0028] Aにおいて、ウェブサイト ( 例えば、モバイル・ウェブサイト ) の訪問者は、ユーザー・インターフェースのテキスト入力ボックスへコマンドを入力し ( 図 1 A を参照 ) 、コマンドを提出する。1つの実施例において、ユーザー・インターフェースのテキスト入力ボックスに入力されるコマンドは、コンポーネント 109 によって認識されるコマンドである。

30

#### 【0021】

[0029] Bにおいて、特定のウェブサイト ( 例えば、モバイル・ウェブサイトなど ) の下の閲覧ページはアクセスされる ( 例えば、図 1 B 及び 1 D の 120 ) 。

#### 【0022】

[0030] Cにおいて、閲覧ページは所定のナビゲーションのポイントに直接達するように自動的にナビゲートされる。これは図 2 に示され、その日の予定表のイベントの提示に到達する。このように、所定のナビゲーション・ポイントに到達する目的でいくつかの行動を実行する必要性が除去される。

#### 【0023】

[0031] Dにおいて、所望のウェブベースのサービスの宛先は、ウェブサイトの訪問者に提示される。

40

#### 【0024】

##### 例示的な実施の詳細

[0032] 検索ユーザー・インターフェースは多くのモバイル・ウェブサイトの共通の特徴である。1つの実施例において、それらのウェブサイトの検索ボックス ( 例えば、図 1 A の 106 ) はユーザーが当該検索ボックスへテキストコマンドを入力することを可能にするために利用され、検索結果を返す代わりに、入力されたコマンドに基づいて特定のウェブサイトの下のページ又はフォームにユーザーを連れていく ( 例えば、図 1 A の 105 ) 。1つの実施例において、このコマンド駆動された閲覧 U1 は、( 図 1 A - 1 E 及び 2 に示されるようなモバイルのブラウザ環境中などにおいて ) ユーザーが迅速にサービスに

50

アクセスするか又は迅速にタスクを実行することを可能にする。

【0025】

[0033]大抵の従来のブラウザベースのウェブ・ユーザー・インターフェース(UI)は、ナビゲーションのためにハイパーリンクに依存する。ユーザーは、通常、ポータルなどの周知のウェブサイトから開始し、各ページ内のリンクをたどることにより、ウェブ・ページ又はフォームを行き来する。例示的な実施例は、ユーザーが、コマンドを使用して自身が探しているコンテンツを直接見つけることを可能にする(図1B及び1Dを参照)ことにより、この連続したパターンから逸脱するものである。このように、ユーザーは多くのページをクリックスルーする必要なく、所望のコンテンツにアクセスすることができる。したがって、例示的な実施例は、従来の閲覧パラダイムにとっての代替的なナビゲーション・モデルを提供する。

10

【0026】

[0034]実施例はユーザーに単一のステップで関連情報を見つける能力を提供するので(図2を参照)、有用性がある。モバイル・ユーザーは、一般に、自身が関心を持っているデータへ達するために多くのページに亘って閲覧することが困難であると分かっているので、これは無線環境において特に重要である。ますます多くのモバイル・ウェブサイトが検索UI(例えば、図1Aの105)を特徴付けており、検索UIはキーワードを入力するためのテキスト入力ボックス及びウェブサイトにキーワードを提出するための検索ボタンからなることが認識されるべきである。従来のシステムは、ユーザーがキーワードを打ち込み、次に、検索ボタンをクリックして、サイトが見つけた結果を含む1つ以上のウェブ・ページを見ることを可能にする。ユーザーにとっての個人的なものであろうと、インターネット上での公のものであろうと、そのような検索の焦点はデータにある。

20

【0027】

[0035]例示的な実施例において、提供されるUI(例えば、図1Aの105)は、ナビゲーション及びタスクのために明示的に利用される。検索UIが普及し、多くのウェブ・ページ上に検索UIが含まれることで、例示的な実施例がサポートされることが認識されるべきである。

【0028】

[0036]1つの実施例において、そのような検索UI(例えば、図1Aの105)のテキスト入力ボックスは、キーワードの代わりにコマンドについてオーバーロード(overloaded)され得る。これらのコマンドに基づいて、ユーザーは、1組のキーワードではなくコマンドを入力することができ、ウェブサイトは当該コマンドを実行し、適切な応答を提供することができる。ユーザーは、このコマンド機能をサポートする検索UI(例えば、図1Aの105)が存在するいかなる場所からもコマンドを呼び出すことができる。また、検索UI(例えば、図1Aの105)がワード・ホイーリング(word-wheeling)を実施する場合、サイトは利用可能なコマンドをすべて候補リストへ埋め込むことができる。ユーザーが文字を入力するとき、ドロップダウン・リストは、打ち込まれたものと一致するすべての可能なコマンドを示すように見えるように指示されてもよい。1つの実施例において、サイトはそれがサポートすることができる有限の数のコマンドを有し得るので、ワード・ホイーリングはより正確且つより有用となり得る。実際、ワード・ホイーリングは、どんなコマンドがモバイルのサイトから利用可能であるかを解き明かし及び思い出そうとする新規のユーザーに関連する任意の学習曲線を最小化する助けとなり得る。

30

【0029】

[0037]1つの実施例において、本明細書に記載されたコマンド駆動検索方法論は、従来のポイント・クリックUIと協力して機能して、それらのナビゲーション・モデルを補足することができる。例えば、1つの実施例において、ユーザーがテキストボックス(例えば、図1Aの106)へ、例えば「email Joe@joe.com」などの不完全なコマンドを入力し、電子メールの本文及び題名が電子メールメッセージを送信するために通常要求される場合、コンポーネント109が意図されるものを認識し、例えば、既に書き込まれた「送信者」を電子メール作成フォームに提供することにより応答することができるので、エラ

40

50

ーは生成されない。1つの実施例において、ユーザーは、コマンド・ボックスの使用のほか、ユーザーが適切と考えるようなUIの従来の使用を自由に混合することができる。

#### 【0030】

実施例によるコマンド駆動ウェブサイト・ブラウジングのためのコンポーネントのサブコンポーネント

[0038]図3は、1つの実施例によるコマンド駆動ウェブサイト・ブラウジングのためのコンポーネント109のサブコンポーネントを示す。1つの実施例において、コンポーネント109は、コマンド駆動ウェブサイト・ブラウジングのためのアルゴリズムを実施する。図3の実施例において、コンポーネント109のサブコンポーネントは、コマンド・アクセス部301、ウェブサイト・アクセス部303、ウェブサイト・ナビゲーター305及びドロップダウン・ディスプレイ指示部307を含む。10

#### 【0031】

[0039]コンポーネント109の前述のサブコンポーネントがハードウェア又はソフトウェア又は両方の組合せにおいて実施することができる事が認識されるべきである。1つの実施例において、コンポーネント109のコンポーネント及び動作は、1つ以上のコンピューター・プログラム（例えば、ウェブサイトに関連付けられたコンピューター・プログラム）のコンポーネント及び動作によって包含され得る。別の実施例において、コンポーネント109のコンポーネント及び動作は前述の1つ以上のコンピューター・プログラムと分離していてもよいが、それらのコンポーネント及び動作と協調して動作してもよい。20

#### 【0032】

[0040]図3を参照すると、コマンド・アクセス部301は、ユーザー・インターフェースのテキストボックスから提出されるユーザーにより供給されるコマンドにアクセスする。1つの実施例において、ユーザーにより供給されるコマンドは、それぞれナビゲートされるべき又は実行されるべき特定の場所又はタスクを識別する。

#### 【0033】

[0041]ウェブサイト・アクセス部303は、ユーザーにより供給されるコマンドに基づいてウェブサイトを識別しウェブサイトにアクセスする。1つの実施例において、アクセスされたウェブサイトはコマンド駆動ウェブサイト・ブラウジングをサポートする。1つの実施例において、ウェブサイトは、電子メール・ウェブサイト、アドレス帳ウェブサイト及びカレンダー・ウェブサイトを含んでもよいがこれらに限定されない。30

#### 【0034】

[0042]ウェブサイト・ナビゲーター305は、所定の場所を直接見つけるか、又はそうでなければ見つけるためのキーワードの提出もしくはリンクの選択を越えた1つ以上のユーザー操作を要求する所定のタスクを自動的に行うために、自動的にウェブサイトをナビゲートする。1つの実施例において、ユーザーにより供給されるコマンドに基づいて、ウェブサイトは、ユーザーからの追加の入力なしに自動的にナビゲートされて、所定のナビゲーションのポイントに到達するか又は所定のタスクを行う。

#### 【0035】

[0043]ドロップダウン・ディスプレイ指示部307は、可能なテキストボックス入力を示すディスプレイのドロップダウンを指示する。例えば、1つの実施例において、テキストボックスに配置された不完全なコマンドに応答して、ドロップダウン・ディスプレイ指示部は、ドロップダウン・ディスプレイにおけるコンポーネント109にとって既知のすべての可能な入力の表示を指示することができる。40

#### 【0036】

実施例によるコマンド駆動ウェブサイト・ブラウジングの方法の例示的な動作

[0044]図4は、1つの実施例によるコマンド駆動ウェブサイト・ブラウジングのための方法において実行されるステップのフローチャート400を示す。フローチャートは、1つの実施例においてコンピューター読み取り可能な命令及びコンピューター実行可能な命令の制御下でプロセッサー及び電気的コンポーネントによって実行することができるプロ50

セスを含む。特定のステップがフローチャートに開示されるが、それらのステップは例示的なものある。それは、本発明がフローチャート中に記載されたステップについての様々な他のステップ又は変化を実行することによく適しているということである。様々な実施例において、フローチャートのステップが、ソフトウェアによって、ハードウェアによって、又は両方の組合せによって実行することができる事が認識されるべきである。

#### 【0037】

[0045]図4を参照すると、ステップ401において、コマンドはユーザー・インターフェースのテキストボックスに入れられる。

#### 【0038】

[0046]ステップ403において、ユーザー・インターフェースのテキストボックスに入れられたコマンドが提出される。

#### 【0039】

[0047]ステップ405において、ユーザー・インターフェースのテキストボックスから提出されたユーザーにより供給されるコマンドがアクセスされる。1つの実施例において、ユーザーにより供給されるコマンドは、それぞれナビゲートされるべきであるか又は実行されるべきである特定の場所又はタスクを識別する。

#### 【0040】

[0048]ステップ407において、ウェブサイトはユーザーにより供給されるコマンドに基づいて識別されアクセスされる。1つの実施例において、アクセスされたウェブサイトはコマンド駆動ウェブサイト・ブラウジングをサポートする。1つの実施例において、ウェブサイトは、電子メール・ウェブサイト、アドレス帳ウェブサイト及びカレンダー・ウェブサイトを含んでもよいがこれらに限定されない。

#### 【0041】

[0049]ステップ409において、ウェブサイトは、ウェブサイト内の所定の場所を直接見つけるために自動的にナビゲートされる。1つの実施例において、所定の場所を見つけることに加えて、そこにおいて所定のタスク（例えば、アドレスを入力すること、電子メールメッセージについて送信者を書き入れること）が自動的に実行される。1つの実施例において、そうでなければ、所定の場所を見つけることは、見つけるためのコマンドの提出を越えた1つ以上のユーザー操作を必要とする。1つの実施例において、ユーザーにより供給されるコマンドに基づいて、ウェブサイトは、ユーザーからの追加の入力なしに自動的にナビゲートされて、所定のナビゲーションのポイントに到達する。

#### 【0042】

実施例によるコマンド駆動ウェブサイト・ブラウジングのためのコンポーネントの例示的なハードウェア動作環境

[0050]図5は1つの実施例による計算装置103及びそのコンポーネントを示す。図5を参照すると、計算装置103は、1つの実施例による図1Aに示されるようなサーバーの一部として含まれてもよい。計算装置103は、通常、少なくともある形式のコンピューター読み取り可能な媒体を含む。コンピューター読み取り可能な媒体は、計算装置103によってアクセスすることができ、コンピューター記憶媒体を含むがこれに限定されない、任意の利用可能な媒体となり得る。

#### 【0043】

[0050]そのほとんどの基本構成において、計算装置500は、通常、演算処理装置501及びシステム・メモリー503を含む。使用される計算装置500の正確な構成及び種類によって、システム・メモリー503は、(RAMなどの)揮発性要素及び(ROM、フラッシュ・メモリーなどの)不揮発性要素又はこれら2つのある組合せを含んでもよい。1つの実施例において、図5に示されるように、ウェブサイトのコマンド駆動ナビゲーションのためのコンポーネント109（図1Aに関してなされたコンポーネント109の記載を参照）は、システム・メモリー503に存在してもよい。1つの実施例において、コンポーネント109はウェブサイト107によって包含することができる。別の実施例において、コンポーネント109はウェブサイト107と分離してもよいが、それと協力

10

20

30

40

50

して動作してもよい。1つの実施例において、コンポーネント109は、ソフトウェアにおいて、ハードウェアにおいて、又は両方の組合せにおいて実施することができる。

【0044】

[0051]さらに、計算装置500、特に図1Aにおけるサーバー103の一部となり得るバージョンは、磁気もしくは光ディスク又はテープなどの大容量記憶システム（取外し可能な505及び／又は取外し不能な507）を含んでもよい。同様に、計算装置500は入力装置511及び／又は（例えば、ディスプレイなどの）出力装置509を含んでもよい。さらに、計算装置500は、有線媒体又は無線媒体のいずれかを使用した、他の装置、コンピューター、ネットワーク、サーバーなどへのネットワーク接続513を含んでもよい。これらの装置はすべて当技術分野において周知であるので、これらについて詳細に議論する必要はない。

10

【0045】

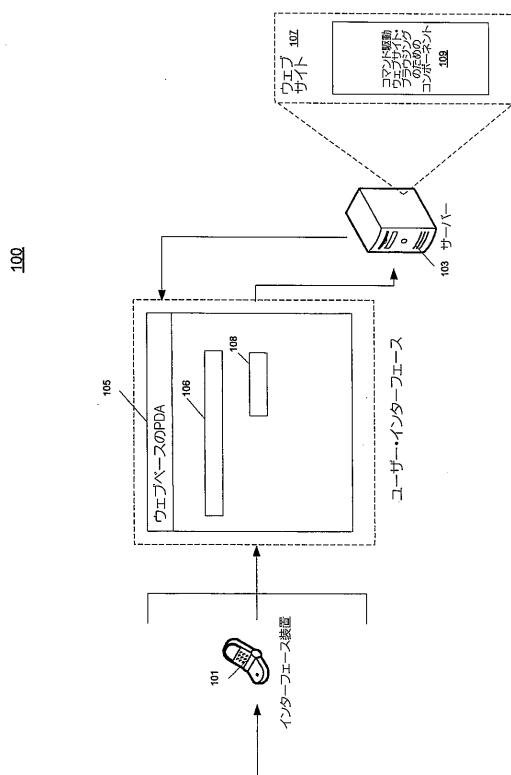
[0052]その例示的な実施例に関して、コマンド駆動ウェブサイト・ブラウジング（モバイル、有線など）が開示される。コマンド駆動ウェブサイト・ブラウジングの一部として、ブラウザーのテキスト入力ボックスから提出されるユーザーにより供給されるコマンドはアクセスされ、当該ユーザーにより供給されるコマンドに基づいて、ウェブサイトは識別されアクセスされる。ウェブサイトは、その中で所定の場所を直接見つけるために自動的にナビゲートされ、そうでなければ、見つけるためのキーワードの提出又はリンクの選択を越えた1つ以上のユーザー操作を必要とする。

20

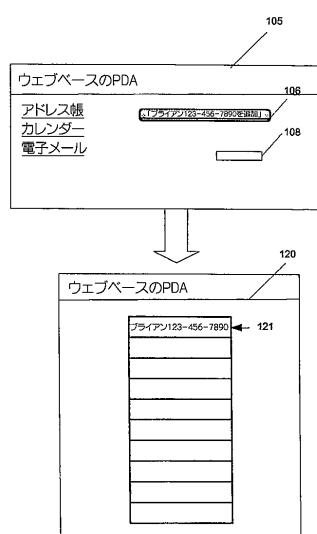
【0046】

[0053]特定の実施例についての前述の記載は実例及び説明の目的のために提示された。それらは、包括的なものであるようにも、また、本発明を開示された正確な形式に限定するよりも意図されず、明らかに、多くの修正及び変化が上記の教示を考慮して可能である。実施例は、本発明の原理及びその実際の応用を最もよく説明し、それによって、当業者が、意図される特定の使用にとって適するように本発明及び様々な修正を備えた様々な実施例を最もよく利用することができるようにするために、選択され、記載された。本発明の範囲がここに添付された特許請求の範囲及びそれらの均等物によって定義されることが意図される。

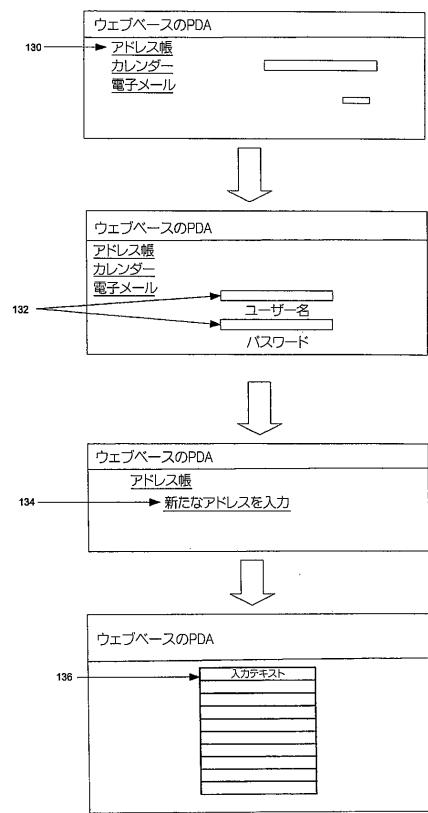
【図1A】



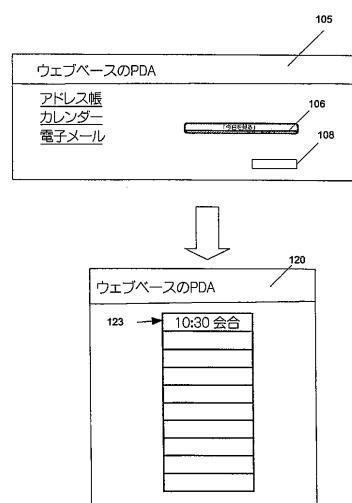
【図1B】



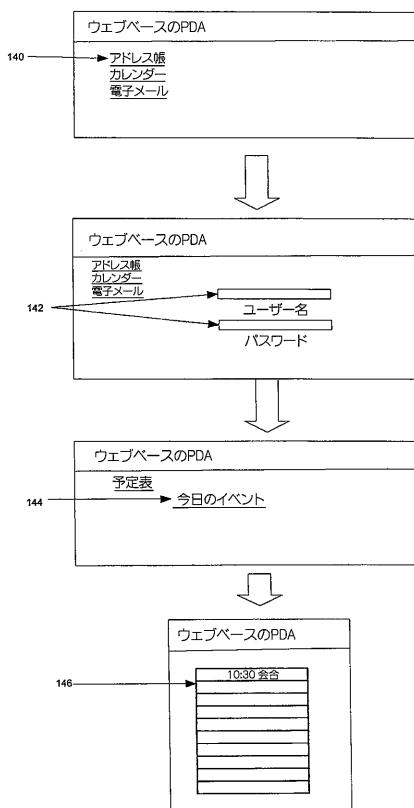
【図1C】



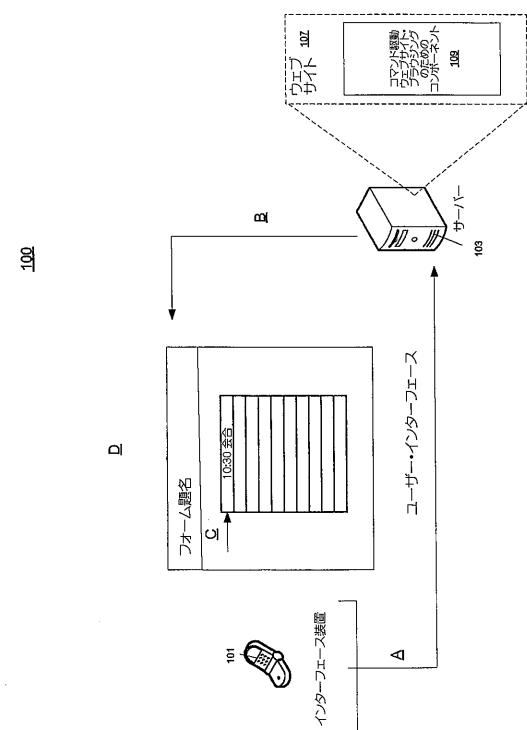
【図1D】



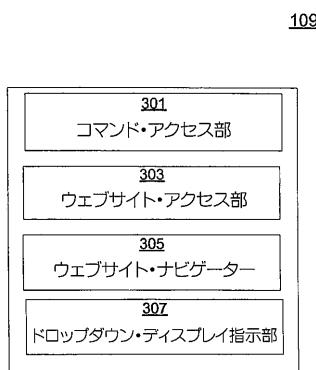
【 図 1 E 】



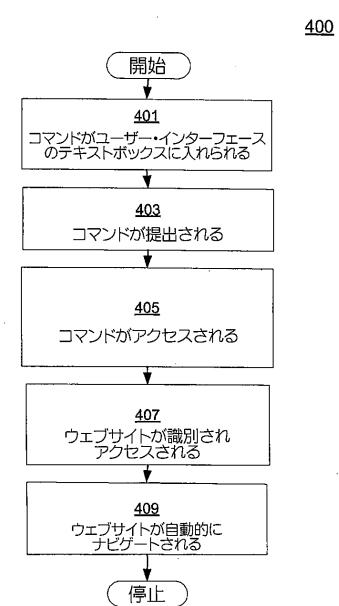
【 図 2 】



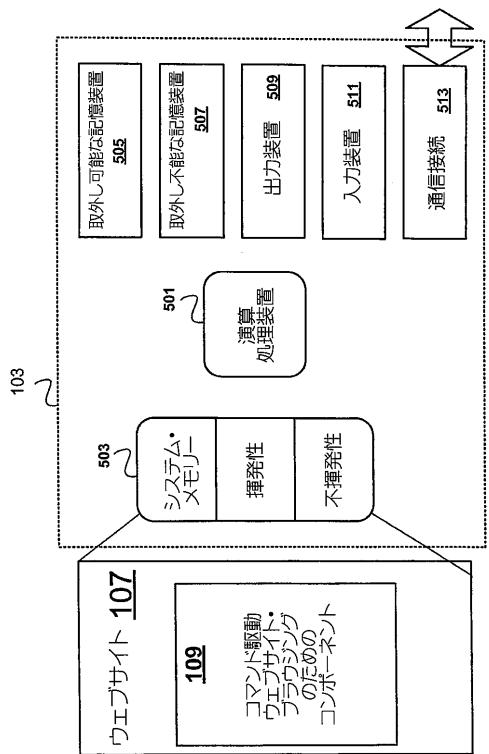
【 3 】



【 図 4 】



【図 5】



## 【国際調査報告】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No. PCT/US2009/044885
<b>A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER</b>		
<i>G06Q 50/00(2006.01)i</i>		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
<b>B. FIELDS SEARCHED</b>		
Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) G06Q 50/00; G06F 15/00; G06F 15/16; H04L 9/00; H04W 88/02		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched Korean utility models and applications for utility models since 1975. Japanese utility models and applications for utility models since 1975.		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used) eKOMPASS(KIPO internal) & Keywords: page, command, application, interpretation		
<b>C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT</b>		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	WO 2005-114439 A1 (NHN CORPORATION et al.) 01 December 2005 See abstract; figures 1, 2; page 3, lines 18-30; claim 1	1-7
A	KR 10-0836249 B1 (KTFREETEL CO., LTD.) 10 June 2008 See abstract; figure 3; claims 1, 5	1-7
A	US 2005-0172229 A1 (ARCOT SYSTEMS, INC.) 04 August 2005 See abstract; figures 2A-3B; claim 1	1-7
A	US 2007-0226369 A1 (BARBARA LAING et al.) 27 September 2007 See abstract; figure 1; claim 1	1-7
<input type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C.		<input checked="" type="checkbox"/> See patent family annex.
<p>* Special categories of cited documents:            "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance            "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date            "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of citation or other special reason (as specified)            "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means            "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed         </p>		<p>"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention            "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone            "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art            "&amp;" document member of the same patent family         </p>
Date of the actual completion of the international search 29 DECEMBER 2009 (29.12.2009)	Date of mailing of the international search report <b>30 DECEMBER 2009 (30.12.2009)</b>	
Name and mailing address of the ISA/KR  Korean Intellectual Property Office Government Complex-Daejeon, 139 Seonsa-ro, Seo-gu, Daejeon 302-701, Republic of Korea Facsimile No. 82-42-472-7140	Authorized officer PARK, Sung Woo Telephone No. 82-42-481-5790	

**INTERNATIONAL SEARCH REPORT**  
Information on patent family members

International application No.  
**PCT/US2009/044885**

Patent document cited in search report	Publication date	Patent family member(s)	Publication date
WO 2005-114439 A1	01.12.2005	JP 2008-500657 A KR 10-0483025 B1 US 2009-0204560 A1	10.01.2008 15.04.2005 13.08.2009
KR 10-0836249 B1	10.06.2008	None	
US 2005-0172229 A1	04.08.2005	None	
US 2007-0226369 A1	27.09.2007	WO 2007-117963 A2 WO 2007-117963 A3	18.10.2007 18.10.2007

---

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW,GH,GM,KE,LS,MW,MZ,NA,SD,SL,SZ,TZ,UG,ZM,ZW),EA(AM,AZ,BY,KG,KZ,MD,RU,TJ,TM),EP(AT,BE,BG,CH,CY,CZ,DE,DK,EE,ES,FI,FR,GB,GR,HR,HU,IE,IS,IT,LT,LU,LV,MC,MK,MT,NL,NO,PL,PT,RO,SE,SI,S,K,TR),OA(BF,BJ,CF,CG,CI,CM,GA,GN,GQ,GW,ML,MR,NE,SN,TD,TG),AE,AG,AL,AM,AO,AT,AU,AZ,BA,BB,BG,BH,BR,BW,BY,BZ,CA,CH,CN,CO,CR,CU,CZ,DE,DK,DM,DO,DZ,EC,EE,EG,ES,FI,GB,GD,GE,GH,GM,GT,HN,HR,HU,ID,IL,IN,IS,JP,K,E,KG,KM,KN,KP,KR,KZ,LA,LC,LK,LR,LS,LT,LU,LY,MA,MD,ME,MG,MK,MN,MW,MX,MY,MZ,NA,NG,NI,NO,NZ,OM,PG,PH,PL,PT,RO,RS,RU,SC,SD,SE,SG,SK,SL,SM,ST,SV,TJ,TM,TN,TR,TT,TZ,UA,UG,US,UZ,VC,VN,ZA,ZM,ZW

(72)発明者 グウ , イエ

アメリカ合衆国ワシントン州98052-6399,レッドmond,ワン・マイクロソフト・ウェイ,マイクロソフト コーポレーション,エルシーエイ - インターナショナル・パテンツ

(72)発明者 タンニング , ブライアン

アメリカ合衆国ワシントン州98052-6399,レッドmond,ワン・マイクロソフト・ウェイ,マイクロソフト コーポレーション,エルシーエイ - インターナショナル・パテンツ

F ターム(参考) 5B084 AA02 AA11 AA30 AB11 AB18 AB36 AB39 BB12 DC02 DC03